

PATENT Attorney®

日本弁理士会広報誌

2014

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

パテント・アトニー

秋

VOL. 75

- ヒット商品はこうして生まれた
- ヒット商品を支えた
知的財産権
- 回らないトラスネジを回す
「ネジザウルスGT」
- シリーズ特産品(宮古上布)
- 知っておきたい!この技術
トレンドをつく
- (リストバンド型活動量計)
- 特許調査よもやま話
- 知的財産権なんでもQ&A
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- 特許庁からのお知らせ
- JPAA Information



ヒット商品は、こうして生まれた！

ヒット商品を 支えた 知的財産権

VOL.
75

回らないトラスネジを回す 「ネジザウルスGT」

特 許 第3486776号
第4471315号
意匠登録 第1232051号
商標登録 第4744142号 ほか



ネジザウルスGT

鉄腕ハサミGT

ネジザウルス

株式会社エンジニアのプライヤ「ネジザウルス」シリーズは、2002年の発売からの累計販売数が、14年6月に200万本を突破した。このうち120万本を4代目の「ネジザウルスGT」が占めている。一般に、工具は5万本でヒット商品といわれるそうだ。

ネジザウルスはつぶれたネジ、固着あるいは錆びたネジ、特殊な形状のネジをつかんで回せるプライヤとして開発された。技術のポイントは、先端部分にタテ溝を入れたことで、基本特許を取っている。初代の発売で一定の評価を得て、適合するネジの大きさの異なる2種を市場に投入した。ここまでは、ヒット商品と

いうほどの反響はなかったという。4代目に向けた改良点を探る中で、ネジザウルス購入者から送られてきた「愛用者カード」の内容を洗い出した。グリップの改良など上位の要望に続く5番目に、頭部の低いトラスネジを回せるようにしてほしい、という声があった。

08年のリーマン・ショックによる景気悪化の危機感もあり、上位4番目までは対応することにしたが、1000枚のカードのうち7枚にすぎなかった、トラスネジを回せる機能を付加するかには、社内でも否定的な意見もあったという。しかし、2カ月ほど後に、社員がトラスネジを回せる試作品をつくり、この機能を

備えることになった。

09年に「ネジザウルスGT」を発売すると、ぐんぐん売り上げが伸びた。トラスネジを回せることに、多くのユーザーが飛びついたのだ。「正直なところ、予想外の大きな手応えでした」と言うのは、同社社長の高崎充弘さんだ。GTでは先端部分を改良して、基本特許の改良特許を取得しているが、高崎さんは技術革新よりも「水面下にあったユーザーのニーズに気づけたことが大きかった」という。

弱電工業向けにプロ仕様の工具を1000余アイテム出してきたファブレスメーカーである同社にとって、ネジザウルスGTは一般消費者をターゲットに想定した初めての製品でもあった。「なぜGTは当たったのか」を分析した高崎さんは、独自の「MPDP理論」を導き出した。マーケティング(M)、パテント(P)、デザイン(D)、プロモーション(P)のすべてが揃って、ヒット商品が生まれるという理論だ。ネジザウルスGTはグッドデザイン賞のほか、国際的に最も権威あるドイツのiFデザイン賞を受賞している。また、イメージキャラクターとして、ネジにがつちり噛み付く恐竜「ウルスくん」を導入した。

知的財産権を重視してきた同社では、まず高崎さんが知的財産管理技能検定で知財への理解を深めてきた。「社内には知財部を持たない中小企業にとって、知財の有用性を理解することは、事業戦略において重要なポイントです」。今では社員30人中11人がこの資格を取得しているそうだ。

MPDP理論を確立してから最初の開発製品となった「鉄腕ハサミGT」もユーザーの要望から生まれた。本体は小さく、しかも固いものも切れるという、従来のハサミでは相反するテーマを兼ね備え、これもまたヒット商品となっている。

ネジザウルスのシリーズも進化し続けている。知財も最大限に活用しながら、快進撃は続くことだろう。



地域団体商標登録 第5146291号
http://miyako-joufu.com/



宮古上布は、宮古島（沖縄県宮古島市多良間村）で栽培された苧麻を原料にする苧麻糸から織られる麻織物で、手績の苧麻糸を経緯に使用し高機で織り上げます。「東の越後、西の宮古」と呼ばれる日本を代表する織物で、国の重要無形文化財に指定されています。

宮古上布の生産は5工程（糸績（う）み、緋締め、染色、織り、砧打ち）に分業されており、各事業をまとめた宮古織物事業協同組合が1958年に設立されました。このうち糸績みは特に手間がかかり、苧麻の繊維（生ブー）を指先や爪で細く裂き、結び目をつくらずに指先で擦り繋ぐため、1人の績み手が1反分相当の糸を績むのに半年かかります。

430年前、琉球王国の船を遭難の危機から救った男が、王から功績を讃えて役職を与えられたところ、男の妻がお礼に献上した布が宮古上布の始まりです。江戸時代以降、宮古上布は人頭税として上納布に定められました。明治末期の税制廃止後には、麻織物の最高品との知名度から年間1万反も生産されました。しかし、原料（苧麻糸）や後継者の不足等により、生産量は2004年に10反まで減りました。

昨今、組合と行政の取り組みの成果により島全体の宮古上布への関心と認識が高まり、若手組合員の増加と後継者の育成が進んでいます。また、宮古上布が地域団体商標として登録されたことで、模倣品対策はもろろんのこと、組合員には護られている安心感と自信が生まれました。現在、組合は、上布生産の5工程全てを島内で貫いて行う体制の維持、生産高の増加、品質保持により一層努めています。



◀糸績み

※このコーナーに掲載御希望の方は、「特産品」のプロフィール・連絡先を
FAX:03-3519-2706又はメール:panf@jpaa.or.jpまでお送りください。

特許調査 よもやま話

「要約」の話です。

日本の特許出願の公開公報のフロントページには要約と代表図が掲載されます。これ

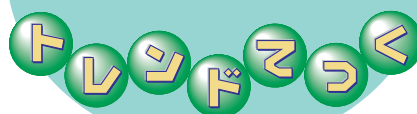
を読むと、出願内容の概略を把握できます。一方、公開後に発行される登録公報（特許法第66条では特許掲載公報と呼んでいます。）には要約は掲載されません。

この点について世界に目を向けると、ヨーロッパ特許出願では、公開公報（公報種別A）には要約と代表図が掲載されますが、登録公報（公報種別B）には要約は掲載されません。これに対して、米国特許出願では、公開後に発行される特許明細書（公報種別B）でも、公開公報と同様に、要約と代表図が掲載されます。調査をする立場からは、公報種別Bであっても、米国のように、要約があると便利だなと思います。

ところで、日本の特許出願において、公開公報が発行される前に登録公報が早く発行されると、登録公報の明細書の最後のところに要約が掲載されます。フロントページではなくて、目立たないところに要約があるので、見過ごしてしまいます。

（弁理士 鈴木利之）

知っておきたい!この技術



シリーズ
18

リストバンド型 活動量計

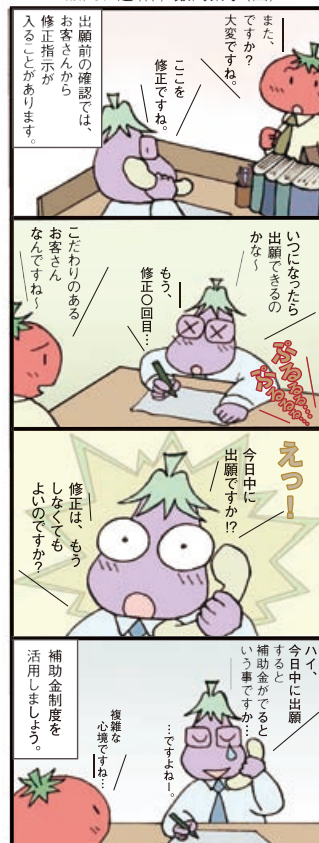


スマートフォンに続く情報端末と目

されているのが、身につけて使うウェアラブル端末だ。中でも注目されるのは、ヘルスケアの分野での利用である。すでに「活動量計」と呼ばれる、リストバンド型の装置が複数のメーカーから発売されている。歩数、移動距離、運動の内容に応じた消費カロリーの算出機能や、睡眠時間やサイクルなどを記録できる機能を備えている。このデータを専用アプリを利用してスマートフォンなどで管理して、健康増進や生活習慣病予防に役立てることが可能だ。

生体情報を測定する複数のセンサー、有機ELディスプレイ、小型で長寿命の二次電池など、最先端の技術が小さなリストバンドに収納されている。また24時間つけっぱなしにできるように、軽量で、肌触りのよい素材、高い防水機能などにも配慮されている。

厚生労働省は保険事業の効率化のために、データヘルス計画を推進している。すでに特定健康診査、診療報酬明細書などのデータは電子化が進められており、これをもとに各保険組合に生活習慣病の予防などを含めたデータヘルス計画の実施を求めている。こうした中で、リストバンド型活動量計を利用する動きもみられる。



Q

地域団体商標の制度が拡充されたと聞きました。例えば、私の地元で商工会で販売している「○○○ビール」というものも登録されるのでしょうか。(製造は同じ地域ですが、原料は全国から仕入れています)

A

地域団体商標制度を利用するためには、今までは、その商工会とは別に事業協同組合などを作る必要がありましたが、登録できる団体等(登録主体)が拡充され、登録主体として、新たに『商工会』が加わることになりました(他に、『商工会議所』、『NPO法人』も追加になっています)。

ただし、この登録主体としての要件は満たしていても、「○○○ビール」を地域団体商標として登録するには、従来と同様に、『商工会の構成員が使用すること』や、『商標中の地域の名称が商品等と密接な関連性を有すること』等の要件も満たさねばならないので注意が必要です。

ご質問のケースでは、「製造は同じ地域ですが、原料は全国から仕入れています」とのことですので、製造している地域(つまり、産地)に着目して、商標中の地域名称「○○○」が、実際に商品「ビール」を製造している産地を表すことから、密接な関係性を有すると考えられます。

地域団体商標では、さらに『需要者の間に広く認識されていること(周知性)』も必要です(この周知性は、隣接する都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていれば良いとされています)。このように地域団体商標として商標登録するには幾つかの要件が複雑に絡むことから、まずはお近くの弁理士にお問い合わせいただき、地域団体商標としての適否について具体的なご相談をされるのがよろしいかと思います。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキ、FAX:03-3519-2706又はメール panf@jpaa.or.jp で日本弁理士会 広報・支援室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ

平成26年8月1日から、地域団体商標の登録主体が拡充されました。

平成18年4月に導入した『地域団体商標』とは、例えば「大間まぐろ」や「米沢牛」、「下呂温泉」のような、地域名と商品・役務名を組み合わせた商標です。通常の商標出願では、このような商標を登録するために全国的に周知されている必要があるなどの要件があります。地域団体商標はその要件を緩和し、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認知されていれば登録が認められます。

これまで、地域団体商標を出願できる主体は、農業協同組合や漁業協同組合など、事業協同組合等の特別の法律により設立された組合及びそれに相当する外国の法人に限られていましたが、今般の登録主体の拡充により、商工会、商工会議所、NPO法人(特定非営利活動法人)並びにこれらに相当する外国の法人も、地域団体商標の出願をすることができるようになりました。

地域ブランドの保護・振興を目的に「地域団体商標制度」の一層の普及と活用を促進するため、本制度の解説や出願手続きのポイント、具体的な活用事例等を掲載した小冊子及びパンフレットを特許庁ホームページに掲載しています。



http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm

活用事例掲載小冊子「地域団体商標2013」



http://www.jpo.go.jp/shiryos/s_sonota/pdf/panhu/panhu06.pdf

登録主体拡充の紹介パンフレット

●地域団体商標制度に関するお問合せ
特許庁 審査業務部 商標課
地域団体商標・小売等役務商標推進室 TEL:03-3580-8012(直通)

日本弁理士会の「特許出願等援助制度」をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

特許出願等援助制度とは?

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は?

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は?

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は?

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

利用の流れ

申請

審査

審査結果の通知

援助が決定したら弁理士の設定

契約

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

特許出願等援助制度

検索